

屋久島町企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金に関する取扱いについて、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた、地域再生計画に基づき実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附者 町内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附者が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附者は、寄附金の申出を行おうとするときは、屋久島町企業版ふるさと納税寄附申出書（別記第1号様式）を町長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 町長は、前条の申出がされた場合は、当該申出がされた日の属する年度の寄附対象事業に当該申出がされた寄附金を充当するものとする。この場合において、寄附金の額は、当該寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内の額とする。

- 2 前項に規定する寄附金の充当は、寄附者へ寄附金の支払いを要請することにより行うものとする。この場合において、町長は、当該寄附金を受領したときは、規則第14条第1項の規定により、受領証（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 3 町長は、前2項の規定にかかわらず、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、当該事業費が確定した後に、事業費確定通知書（別記第3号様式）を通知するものとする。
- 4 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(台帳の作成)

第5条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、企業版ふるさと納税寄附金台帳（別記第4号様式）を作成するものとする。

(公表)

第6条 町長は、この要綱に基づく寄附を行った企業の名称、寄附金額等について、町の広報誌又は町ホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、寄附者の了承が得られないときはこの限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

屋久島町長 殿

法人名
代表者職・氏名
所在地
法人番号

屋久島町企業版ふるさと納税寄附申出書

屋久島町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業」を応援するため、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

- 1 寄附申出額 _____ 円
- 2 寄附対象事業 _____ 事業
- 3 町ホームページ等での公表の可否について
- 希望します。(法人名と寄附額)
- 希望します。(法人名のみ)
- 希望します。(寄附額のみ)
- 希望しません。

4 ご連絡先

部署名	
ご担当者名	
書類送付先	
電話番号	
Email	

第2号様式（第4条関係）

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 様

屋久島町長

印

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、
下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1 事業の名称

2 寄附年月日 年 月 日

3 寄附金額 円

第3号様式（第4条関係）

事業費確定通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 様

屋久島町長

印

年 月 日付で貴社から寄附を受領しました、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 事業の名称

2 確定した事業費及び島外事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
（うち、貴社からの寄附受領額	円)

